

## 【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	主治医意見書
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 介護保険課
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法第 27 条から第 34 条に基づく要介護・要支援認定に利用するため。
個人情報の記録項目	1：被保険者番号、2：書類作成日、3：被保険者氏名（カナ）、4：生年月日、5：性別、6：住所、7：連絡先、8：主治医氏名、9：医療機関名、10：医療機関所在地、11：医療機関連絡先、12：最終診察日、13：意見書作成回数、14：他科受診の有無、15：傷病に関する意見、16：特別な医療、17：心身の状態に関する意見、18：生活機能とサービスに関する意見、19：その他特記すべき事項
記録される個人の範囲	介護保険要介護・要支援認定申請書を提出した者
記録情報の収集方法	主治医からの提供
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
記録情報の経常的な提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部 総務課 総務係 (所在地) 加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2 階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令： 内 容：
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考	記録項目については、「要介護認定等の実施について」（平成 21 年 3 月 31 日老発第 0331005 号厚生労働省老健局長通知）に示されている主治医意見書の記載内容に準ずる。

「法」・・・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のこと。